

訴 状

藤沢簡易裁判所 御中

平成 24 年 09 月 08 日 (実 25 日)

〒170-0013

豊島区池袋 2-14-2

原告 山村 三郎

被告 山村 金平

被告 山村 政彦

思い伺い等損害請求事件

訴訟物等の価格 金 50,000 円

貼用印紙額 金 円

- 第 1 被告は原告に対し 金 50,000 円及びこれに対する本状送達の日^の翌日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告人の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める

第 2 請求の原因

- 1 原告は弟・被告はその兄とされ、政彦は ANA エアーニッポン勤務・被告の長男
- 2 裁判経緯

昭和 46 年弟の工場建設約束を兄貴とやらが反故し、且つ兄弟断行宣言した事に紛争の発端がある。(建設費 16 千万円) (#5-7 判・面禁=平成 22 年(ワ)2228 号面談禁止)

これは、親父の死 2 日前兄弟で親父の遺言を聞く、この処理が兄貴夫婦間で話が纏まった、相続全てを引き継いだ手前(幾拾億~百億単位)せめて親父の僅かな事項の実行はする気があった? ・ ・それが工場建設提示であったと推している。

ところが、断行を宣言してからミイラ取りがミイラとなり、遺言をも反故蔑ろにすることに変心したと思われる、平成14年全くのデタラメ逆訴損害賠償を仕掛け、混がらかして弟の傷害治療費請求11,240円を蹴飛ばして兄が勝訴した。

これで勢いづき幾拾回もの訴訟もが、裁判所の踏襲制と司法者間の馴れ合いで結果は不変、よほどのことが無い限り兄側の永久に勝ちとの有利性が固定した。

ところが、平成22・12・20日面談禁止との裁判、兄貴にしてみれば、最後のダメ押し裁判であった、しかしその骨格がひっくり返った。

つまり、弟の「金銭タカリ」と「怒鳴り込み」等々の“嘘”で「工場建設反故」の事実を逸らし、弟の全面不行の完璧を装う裁判が、逆にその「嘘」が暴かれた。この嘘関係を逸らす誘導完結する裁判でもあった、それが裏目に出た裁判である。平成23年・24年とこの結果を元に囲碁で云うヨセ、その裁判が、裁判所によって蹴飛ばされ・裁判しない、弟の裁判行為が剥奪されたと云うことである。

3 当裁判の中味（話し合い）

日本国裁判所は、生粋の日本国民山村三郎に対し裁判を永久にしないらしい？。

兄弟といわれながら不条理にも面談・会話を禁じている、当裁判はこれが為に話し合いをしたい、この不条理な事態を如何様に考えているか・・・を。

兄貴とされる側は、話しては困る嘘ばかりでその心境さへおちおち話せないかもしれないが、冥土のミヤゲにはしたくない、浮世のことはこの世で処理したい。

すんなり、応じたくないおじけた顔が目浮かぶ、山ほどある弟の言分の中から今回は、その1つでもを具体的に話したい。その選択は、兄貴の意向を前出する。

全ての話に応じるなら幾拾億円かの価額に成る・・・が、当訴訟は関連付随経費のみ5万円請求する。当然これで終わりではないことは念のため申し添えて置く。

尚、法律事情に疎い弟としては、これまでのデタラメ事情を人間として如何様に思っているのかその心境・・・これは上記話し合いとは別途伺いたい

また、先の大久保弁護士主導の「改竄偽造録音」へは、如何様な心境か共々聞けることを期待している。法廷の場で如何な逃げ口上をするか感心は深い、或いは、前尋問時の「ノーコメント」の繰り返しか？それとも謝罪するか・・・！

最も、裁判所がそれは可哀そうであると何時かの“職権”のように故意に覆いかぶして、弟が追っ払われるのであれば元も子もない・・・が・・・！。

訴状・添書き（念書）

平成 24・09・11 日 山村三郎

訴状で「裁判所が裁判をしてくれない」と書きました、これは事実です。

何故か・・・！ 裁判所が、既得権益維持の為・或いは、司法三者の権益維持の為に裁判改善・改革運動者の潰しを自らしているのである。・・・しかしこれは推測です。

では何故こんな大それた事がこの優男へなのか・・・優男だからこそする・・・？

昭和 46 年兄貴が、親父の遺言逸らしの企てで「兄弟断行宣告」した、非情の悪事である。平成の初めウッポン晴らしの相続裁判が敗訴・続く街宣をした事から弟の心象が大きく損ねた、警察・検察そして裁判所、そんな中に傷害され、たった 11,240 円の治療費、遺言を絡めて金額一任して払うと約束しながら未払い。止む無く訴訟、少額のことわざわざ弁護士に頼む程のことではないと思い自分で訴訟・応訴、これが司法の罨であった。簡裁への訴訟に対し、デタラメ逆訴がきて簡裁事情を“職権”とやらが飛び越えて併合裁判、つまり地裁送りして混がらかして、兄貴の単なる弁護士付き側へ勝訴させた。この併合裁判は裁判所と日弁連の連帯の罨・国家絡みの罨に尽く仕掛けられた。その明かしが高裁の「捏造判決」である。司法の独立と手続き上の理由をこじ付け裁判所の都合で邪に踏襲、不公平・不公正に扱い、それを真つ当に訂正処理しない。憲法の大前提；裁判官の“独立と良心”は、隅に迫いやり朽ち果てさせて頓着しない。

これは、日本国司法の大欠陥の 1 つである。これを機会ある毎にうたえて司法の為に相応な策を求め続けてきている。これが、裁判所或いは司法界には気に入らない。この潰しが、裁判をしない・裁判拒否と裁判官訴訟指揮の元簡単に遣らかす。口頭弁論調書には通常事情を虚偽記述し正行法を装い、法廷現場は警備員 20 人が力で押える。それでも飽き足らなくば、デッチアゲてひっ捕らえブタ箱に押し込む算段或いは殺す、裁判所の日弁連への保護保全策がこれ、これを避けるため今回「話し合い」を求める。

念のため予め表示いたします、この「話し合い」が無ければ当裁判はしません。裁判はしない・話し合いもダメとなれば、他に選択肢は限られる・・・念のため・・・。最初に話し合えば数分の事柄だったのが、裁判官の「捏造」から「デタラメ判決の連続」そして今や日本国司法にも及ぶ「弁護士主導・録音の改竄偽造」まで発展してきた。貴所の真摯で丁重なる判断を乞う次第である。

事件番号 平成 24 年（ハ）第 1102 号 C 係 思い伺い等損害賠償請求
原 告 山村 三郎
被 告 山村 金平 外 1 名

回 答 書

平成 24・10・12 日

藤沢簡易裁判所民事 C 係

裁判所書記官 山口 薫里 様

原告 山村 三郎

記

求釈明に対し別紙の通り事情説明いたします

尚、求めの正確を記する為「求釈明書」に直に回答しましたので悪しからず、查收の程お願いいたします

事件番号 平成24年(ハ)第1102号
損害賠償等請求事件
原告 山村 三郎
被告 山村 金平 外1名

求 積 明

平成24年10月10日

原告 山村 三郎 殿

藤沢簡易裁判所民事C係

裁判所書記官 山口 薫 里

代表電話 0466-22-2684 内線 (14)

FAX番号 0466-50-7394



頭書の事件について、裁判官の指示により、下記のとおり積明を求めます。

記

回答期限 平成24年10月26日

積明事項

別紙のとおり

(別 紙)

訴状によりますと、原告は、被告に対し、「関連付随経費のみ5万円請求する」とあります。そこで、次の点につき、積明を求めめるので、書面にて回答をお願いします。

- 1 請求の趣旨第1項に「被告は原告に対し金50000円」とありますが、これは「被告らは、原告に対し、連帯して、金50000円」という趣旨なのか、それとも50000円を被告らが半分ずつ（総額50000円）支払えという趣旨なのか、あるいはそれ以外の趣旨なのか、明らかにしてください。
- 2 請求の趣旨第2項に「訴訟費用は被告人の負担とする」とありますが、これは「訴訟費用は被告らの負担とする」という趣旨ですか。
- 3 原告のいう「関連付随経費」とは何でしょうか。具体的に述べてください。
- 4 原告が、被告に対し、「関連付随経費」を請求できる根拠は何でしょうか。具体的に述べてください。
- 5 訴状には、原告が、被告と「話をしたい」とも記載されています。「話をしたい」との要望と、「5万円の請求」とは何か関係がありますか。

以 上

(別紙)

訴状によりますと、原告は、被告に対し、「関連付随経費のみ5万円請求する」とあります。そこで、次の点につき、釈明を求めますので、書面にて回答をお願いします。

- 1 請求の趣旨第1項に「被告は原告に対し金50000円」とありますが、これは「被告らは、原告に対し、連帯して、金50000円」という趣旨なのか、それとも50000円を被告らが半分ずつ（総額50000円）支払えという趣旨なのか、あるいはそれ以外の趣旨なのか、明らかにしてください。

「連帯して・・・」か「半分ずつ・・・」かは、被告の問題で原告としては回答できません
ただ、厳密には「被告等・・・」と表示すべきであったかも知れません

- 2 請求の趣旨第2項に「訴訟費用は被告人の負担とする」とありますが、これは「訴訟費用は被告らの負担とする」という趣旨ですか。

複数人に請求するので「被告ら」とすべきであったかと思いますが・・・?

- 3 原告のいう「関連付随経費」とは何でしょうか。具体的に述べてください。
- 4 原告が、被告に対し、「関連付随経費」を請求できる根拠は何でしょうか。具体的に述べてください。

3 関連=かかわりつながること 付随=従属的な関係にあること

4 これから起こる経費、但し、裁判は予定が提示されないので具体的には不明です

- 5 訴状には、原告が、被告と「話をしたい」とも記載されています。「話をしたい」との要望と、「5万円の請求」とは何か関係がありますか。

以上

5 本来なら裁判せずとも兄弟と云われているので自由に話せる、それを裁判所が原告の真情を斟酌せず一方的に禁じている、被告は、面会することを勝手に損得勘定に結びつけ一切拒絶し続けている、この状況を如何に裁判に馴染ませるかという事なのか・・・?